

介護老人保健施設さくらハウスぜぜ通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第一条

医療法人慈善会さくらハウスぜぜが開設する通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 事業所の従業者は、利用者の心身の状況を踏まえて、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2、事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に務めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイケアさくらハウス
- (2) 所在地 大分市牧1丁目25番1号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする

- (1) 管理者 医師1名（兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (2) 医師 非常勤 1名（兼務）
- (3) 理学療法士 1名（兼務）
理学療法士は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (4) 作業療法士 1名（兼務）
作業療法士は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に当たる。
- (5) 看護・介護職員 9名
看護、介護職員は、通所リハビリ計画に基づき、通所リハビリテーションの提供に

当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日は営業する。日曜日は休日。
原則、盆休は8月13日から15日、年末・年始は12月30日から
1月3日とする。
- (2) 営業時間 午前8時から午後5時
- (3) サービス提供時間 午前8時半から午後3時40分

(利用者の定員)

第六条 利用者の定員は45人とする。

(通所リハビリの内容及び利用料その他の費用の額)

第七条 通所リハビリの内容は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション
- (2) 居宅と事業所間の送迎
- (3) 食事の提供
- (4) 入浴介助

2、通所リハを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、
通所リハが法定代理受領サービスであるときは、その負担割合に応じた額とする。

3、前項の利用料の他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハに要した送迎費は、その実費とする。
なお、自動車を使用した場合の送迎費は、次の額とする。

- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5 キロメートル未満 300円
- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5 キロメートル以上 500円

(2) 食事代 650円 (内訳) 昼食代 570円 おやつ代 80円

(3) 紙おむつ、尿取りパット、マスク、杖ゴム等の介護サービスに要する消耗品は、
実費負担とする。

(4) その他の便宜の提供の内、日常生活において通常必要となる費用であって、利
用者に負担させることが適当と認められるもの

4、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説
明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
また、金額の変更を行う場合も同様の扱いとする。

(通常の事業の事業実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、大分市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第九条 利用者が通所リハの提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たり、職員の指示や定められた取り扱い要領に従い、当該設備等の破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- (2) 利用者は、事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(災害対策・苦情処理)

第十条 事業者は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

- (1) 消火、通報及び避難の訓練
- (2) 消防設備、施設等の点検及び整備
- (3) 従業員の火気の使用又は取り扱いに関する監督
- (4) その他防火管理上必要な業務

(苦情処理)

管理者は、提供した通所リハに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第十一条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2、当事業所はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3、当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(その他運営に関する重要事項)

第十二条 事業者は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

- 2、従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、事業者は、従業者であった者に業務上知りえた利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用時契約の内容とする。
- 4、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人慈善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年4月18日より施行する。

この規定は、平成18年12月1日より施行する。

この規定は、平成24年4月1日より施行する。

この規定は、平成26年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年4月1日より施行する。

この規定は、平成30年6月21日より施行する。

この規程は、一部改定し令和 1年10月 1日より施行する。

この規程は、一部改定し令和 3年 5月 1日より施行する。

この規程は、一部改定し令和 8年 7月 1日より施行する。